



2025年4月17日

各 位

上場会社名 西華産業株式会社
代表者 代表取締役社長 櫻井昭彦
(コード番号 8061 東証プライム)
問合せ先責任者 取締役 常務執行役員
(管理管掌) 増田博久
(TEL 03-5221-7101)

単元未満株式買取手数料・買増手数料無料化のお知らせ

当社は、これまで株主さまにご負担いただいております単元未満株式（100株未満の株式）の買取手数料・買増手数料を2025年5月1日受付分より、無料といたしますのでお知らせいたします。

<お手続きについて>

- 証券会社等の口座以外で単元未満株式をご所有の方（特別口座でご所有の方）
下記株主名簿管理人・特別口座管理機関にお問い合わせください。
【株主名簿管理人・特別口座管理機関】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-232-711（通話料無料）（受付時間：土日祝日等を除く 9:00-17:00）
- 証券会社等の口座で単元未満株式をご所有の方
お取引の証券会社等までお問い合わせください。
※証券会社等を通じてお手続きされる場合、別途取次手数料が発生する場合がございます。

このご案内は、単元未満株式の買取請求・買増請求をお勧めするものではなく、お手続きにあたりましては、株主さまご自身でご判断ください。

<ご注意事項>

- ・買取請求および買増請求をされた後の取消しはできません。
- ・買取請求をされる場合、決算期日（3月31日）および中間期日（9月30日）の前営業日から起算して3営業日前から当該基準日までの間は、請求の受付を停止させていただくほか、証券保管振替機構が別途必要と認める場合には、受付停止期間を設ける場合があります。
- ・買増請求をされる場合、決算期日（3月31日）および中間期日（9月30日）の前営業日から起算して10営業日前から当該基準日までの間は、請求の受付を停止させていただくほか、当社または証券保管振替機構が別途必要と認める場合には、受付停止期間を設ける場合があります。

<用語のご説明>

- ・買取請求とは、単元未満株式をお持ちの株主さまが、その株式を当社に対して買い取ることを請求することができる制度です。
- ・買増請求とは、単元未満株式をお持ちの株主さまが、単元株式数にするために当社に対して不足する株式を譲渡するよう請求することができる制度です。

以 上